

## インドネシア共和国 電子的税関申告書(eCD)の提出方法

eCD (electric Customs Declaration) はこれまで入国時に紙で提出をしていた税関申告書をインドネシア共和国関税総局の専用ウェブサイトを通じて電子的に提出する方法です。

申告は入国時の税関審査までにお済ませください。

ご搭乗便出発前の申告も可能です。

日本出発時の免税店で購入した物品も申告対象となりますので、ご注意ください。

申告はスマートフォン、タブレット端末、パソコンのいずれでも可能です。

また偽サイトの存在も確認されていますので、検索サイトからではなく以下の URL や QR コードを利用して、正式な関税総局申告ウェブサイトにて申告を行ってください。

インドネシア共和国の新型コロナウイルス感染症対応アプリ PeduliLindungi とは異なり、アカウントを作成するなどの必要な作業はありません。

申告手順の最後に表示される QR コード(二次元バーコード)をお取り置きいただき、税関審査の際にご提示ください。

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

記載の画面は、スマートフォンでアクセスした場合のサンプルです。

お使いのデバイスにより表示が異なる場合があります。

また、申告内容や画面は予告なく変更される場合があります。

1. eCD 専用ウェブサイトアクセスします。  
スマートフォン/タブレット端末をご利用の場合は、  
以下の QR コードを読み込んでください。

<https://ecd.beacukai.go.id/>



一部のブラウザでは正しく画面が表示されない場合があります。

その場合は異なるブラウザでお試してください。

KEMENTERIAN KEUANGAN  
DIREKTORAT JENDERAL BEA DAN CUKAI

Barang Penumpang

Home / Barang Penumpang /

Customs Declaration (BC 2.2)

Language / Bahasa :  
ENGLISH

Information of Passenger

Full Name :\*  
[Input Field]

Email (optional) :  
[Input Field]

Passport Number :\*  
[Input Field]

Nationality :\*  
JP - JAPAN

Date of Birth (DD-MM-YYYY) :\*  
10 / 7 / 1974

Occupation (Job) :\*  
KARYAWAN SWASTA - PRIVATE EMPLOYEE

Address in Indonesia - hotel name / residential address :\*  
Intercontinental Bali Resort

Place of Arrival :\*  
BALI (DPS) / NGURAH RAI  
Make sure you choose the right place of arrival!

Flight / Voyage / Other Carrier Number :\*  
GA881  
Last flight arrival stated in the boarding pass

Date of Arrival (DD-MM-YYYY) :\*  
01-06-2023  
Make sure the arrival date is as stated on the ticket.

Next

2. 旅客情報を入力します。  
同行のご家族がいる場合には、  
代表者1名のみでの申告で全員分が申告可能です。

言語は「英語」「インドネシア語」が選べます

姓名を入力します(パスポートと同じに入力)

メールアドレスを入力します(任意)

パスポート番号を入力します

国籍を選択します

国名の一部を入力すると絞り込みができます

生年月日を 日・月・年 の順で  
選択します

職業を選択します

公務員は CIVIL SERVANT, 会社員は PRIVATE EMPLOYEE.  
該当するものがないときは OTHERS を選択

インドネシアでの滞在地住所  
またはホテル名を入力します

インドネシアへ入国する空港を選択します

ジャカルタは CGK - SOEKARNO HATTA  
バリ島は DPS - NGURAH RAI を選択

搭乗便名を入力します

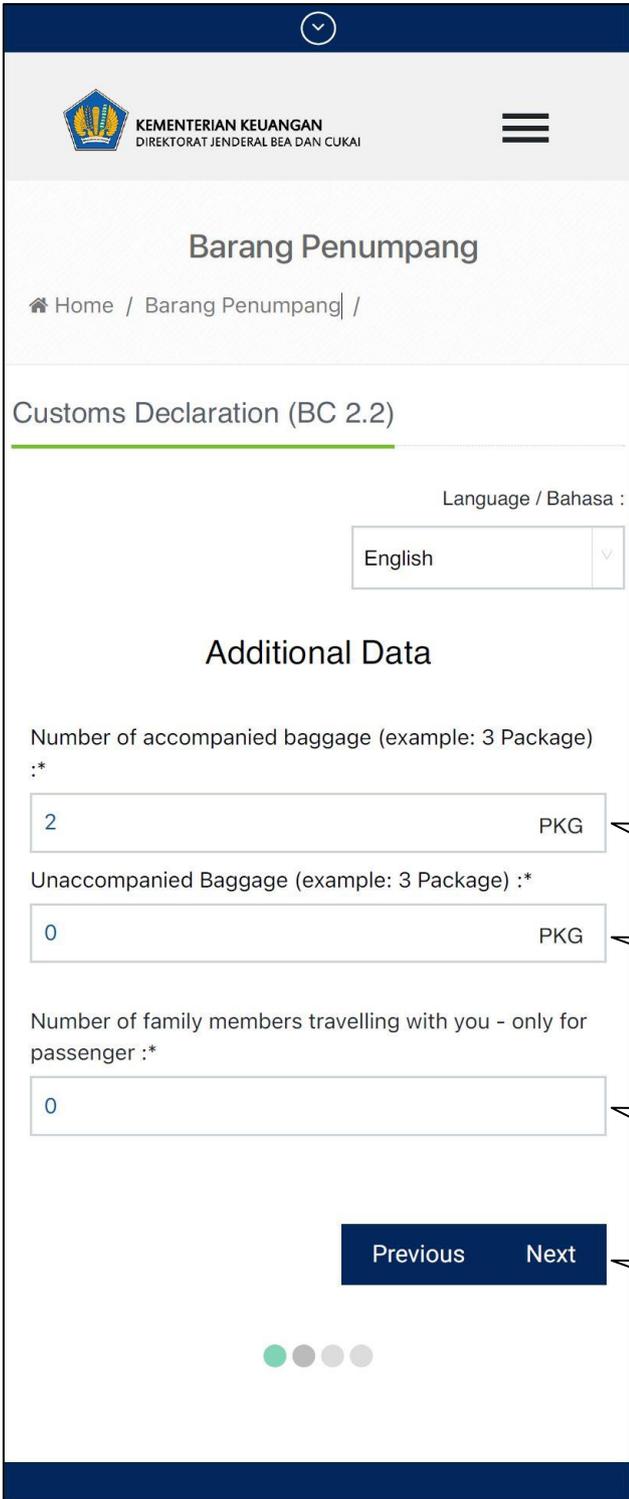
(候補が表示されても正しいものがない場合は、欄外をタップして無視できます)

入国日を選択します 日・月・年の順で表示されています

Next

すべて入力完了したら[Next]を押す

3. 手荷物情報／同行者人数を入力します。



The screenshot shows the 'Barang Penumpang' (Passenger Goods) section of the Garuda Indonesia customs declaration app. The page is titled 'Barang Penumpang' and includes a breadcrumb trail 'Home / Barang Penumpang'. Below the title is the 'Customs Declaration (BC 2.2)' section. A language selection dropdown is set to 'English'. The 'Additional Data' section contains three input fields: 'Number of accompanied baggage (example: 3 Package) :\*' with the value '2', 'Unaccompanied Baggage (example: 3 Package) :\*' with the value '0', and 'Number of family members travelling with you - only for passenger :\*' with the value '0'. At the bottom, there are 'Previous' and 'Next' buttons and a progress indicator with three dots, the first of which is highlighted in green.

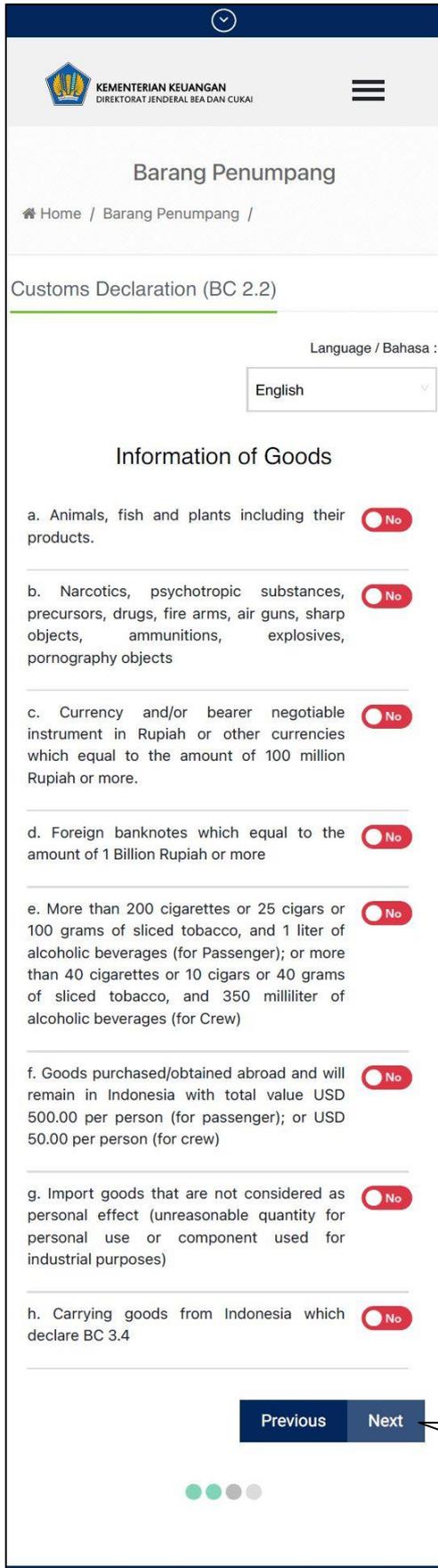
税関検査を受ける手荷物の個数を入力します  
(同行の家族がいる場合には、全員分の個数)

別送品がある場合には、その個数を入力します

同行の家族がいる場合には、人数を入力します  
(代表者はこの数に含めない)

すべてに入力が完了したら[Next]を押す

4. 所持品情報を入力します。該当するものを所持している場合には No を Yes に変えます。



**Barang Penumpang**

Home / Barang Penumpang /

Customs Declaration (BC 2.2)

Language / Bahasa :  
English

**Information of Goods**

a. Animals, fish and plants including their products.  No

b. Narcotics, psychotropic substances, precursors, drugs, fire arms, air guns, sharp objects, ammunitions, explosives, pornography objects  No

c. Currency and/or bearer negotiable instrument in Rupiah or other currencies which equal to the amount of 100 million Rupiah or more.  No

d. Foreign banknotes which equal to the amount of 1 Billion Rupiah or more  No

e. More than 200 cigarettes or 25 cigars or 100 grams of sliced tobacco, and 1 liter of alcoholic beverages (for Passenger); or more than 40 cigarettes or 10 cigars or 40 grams of sliced tobacco, and 350 milliliter of alcoholic beverages (for Crew)  No

f. Goods purchased/obtained abroad and will remain in Indonesia with total value USD 500.00 per person (for passenger); or USD 50.00 per person (for crew)  No

g. Import goods that are not considered as personal effect (unreasonable quantity for personal use or component used for industrial purposes)  No

h. Carrying goods from Indonesia which declare BC 3.4  No

● ● ● ●

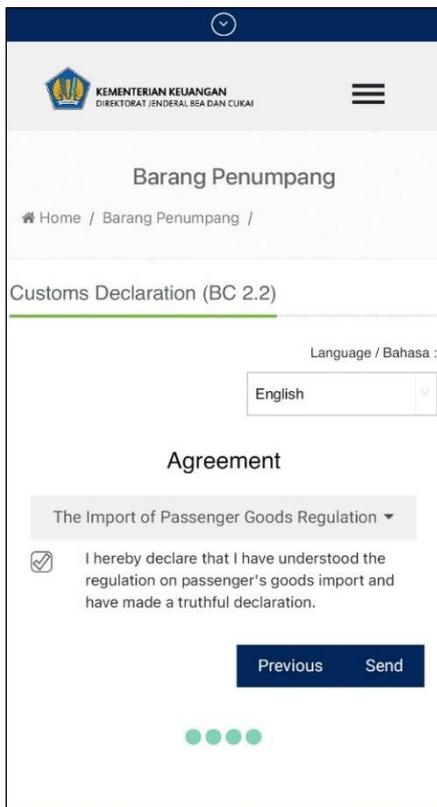
- a. 動物, 魚, 植物 または それらを使用した製品
- b. 麻薬, 向精神薬, 物質、前駆物質, 火器, 空気銃, 鋭利な物体, 弾薬, 爆発物, わいせつ物
- c. インドネシア・ルピアまたはその他の通貨で、1 億ルピア以上に相当する通貨および/または無記名式の譲渡可能な商品
- d. 10 億インドネシア・ルピア以上に相当する外国紙幣
- e. 旅客1名あたりタバコ 200 本以上, 葉巻 25 本以上, スライスタバコ 100 グラム以上, アルコール飲料 1 リットル以上  
または 乗務員1名当たり タバコ 40 本以上, 葉巻 10 本以上, スライスタバコ 40 グラム以上, アルコール飲料 350 ミリリットル以上。
- f. インドネシア国外で購入・入手し、インドネシアに残置する物品で、  
旅客 1 人あたり総額 500 アメリカ・ドル 以上のもの  
または 乗務員1名当たり 総額 50 アメリカ・ドル以上のもの。
- g. 私的使用に相当と考えられる分量を超える不当な数量や  
工業用部品など私的使用とは認められない物品
- f. インドネシアから BC 3.4 の申告により国外に持ち出して  
今回持ち帰ってきた物品

すべてに入力が完了したら[Next]を押す

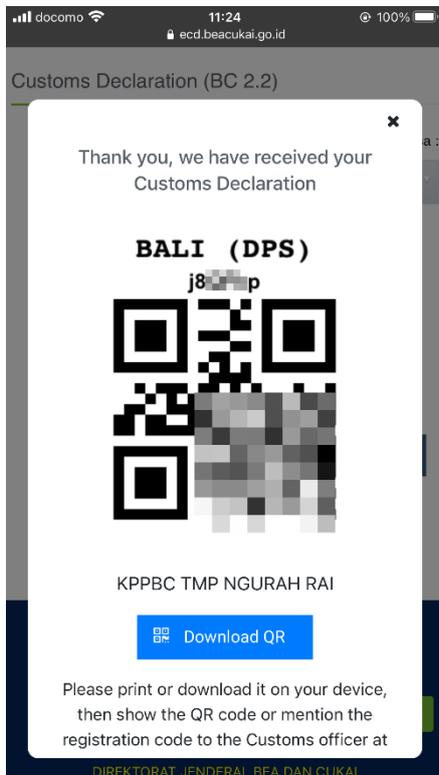
5. インドネシアの滞在が90日間を超える場合で、所持品にスマートフォン、タブレット端末、モバイルコンピューターなどの電子機器がある場合には入国時にIMEI（端末識別番号：International Mobile Equipment Identifier）を税関に申告登録する必要があります。滞在が90日以内 または 90日以上でも該当する電子機器を所持していない場合は最下段までスクロールし[Next]を押します。



6. 関税規則を確認し、申告内容に虚偽がないことを確認し、確認をしたことのチェックボックスにチェックを入れたのちに [Send] を押します。



7. 表示される入国地点名に誤りがないことを確認し、表示される画面を税関審査の際に提示します。



[Download QR] を押すと QR コードがダウンロードできませんが、うまくダウンロードできない場合に備え、画面のスクリーンショットを保存されることをおすすめします。

「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です